

## 1 本要項の目的

本要項は、地域ブランド「札幌スタイル」のブランドコンセプトや認証製品を周知するツールである、製品カタログの原稿を制作する事業者を選定するための企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 事業趣旨

札幌市では、良好な都市イメージを活用し、市内製造業者の販売力・競争力を強化するため、札幌市内でつくられる、品質、デザイン性に優れた製品を、地域ブランド「札幌スタイル」として認証し、PR支援を行っている。

その一環として、毎年、「札幌スタイル」のブランドコンセプトや認証製品をまとめたカタログを制作している（発行部数：年間約2万部）。

制作したカタログは、一般消費者向けに、札幌スタイルショップ（札幌駅JRタワー6階）や札幌スタイルショーケース（地下鉄大通駅コンコース内）などで配布するほか、百貨店やホテル、さっぽろ雪まつりなどで行われる札幌スタイル関連の販売イベントなどでも配布するなど、ブランドや認証製品のPRに活用している。

しかし、カタログのデザインに関して、現在、以下のような課題を抱えている。

- ・掲載されている写真や紹介文が、製品のストーリー性や使用イメージを表現しきれておらず、価格に見合う製品の魅力や付加価値が伝わりにくい。
- ・掲載されている認証製品にカテゴリ分けなどがなく、一般消費者がカタログを見たときに、希望する製品や製品カテゴリを探しにくい。
- ・製品を製造・販売する各社ではそれぞれネットショップを持っている企業もあるが、カタログを見てもネットショップにアクセスしにくい。

本業務は、こうした課題を踏まえ、札幌スタイルや認証製品の魅力を伝え、カタログを見た消費者の購買に結び付けられる構成やデザインのカatalogを制作するものである。

## 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、最終的な内容は、提出された企画提案書をもとに決定する。

## 4 予算規模（契約限度額）

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 企画提案を求める項目

- (1) カatalogの全体構成（ページ割り）
- (2) 表紙、認証製品紹介等の各ページデザイン

ア 提案書に使う写真は、サンプル画像を代替使用したものでも差し支えない。

イ 提案書は日本語で作成すること。言語ごとにデザインを変える場合は、その内容を示すこと。

- (3) 上記(2)の他、札幌スタイルや認証製品の魅力を伝え、カタログを見た消費者の購買に結び付けられる工夫
- (4) 撮影する写真の内容、撮影方法、撮影製品数
  - ア 撮影する写真のイメージを、サンプル画像等を用いて示すこと。
  - イ 撮影枚数は、本業務で撮影可能な製品数を示すこと。
- (5) 実施体制及び実施スケジュール
  - ア 業務体制（人員体制を含む。ただし、必ずしも氏名を明示する必要はない）、業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。
  - イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。
  - ウ 業務スケジュールを示すこと。
- (6) 積算
  - 業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。

## 6 委託業務実施の条件

### (1) 応募者の要件

- 応募者は次の要件をすべて満たすものとする。
- ア 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。
- イ 企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市一般競争入札への参加資格を有すること。
- ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- エ 企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- カ 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者1名（以下「業務管理者」という）の配置が可能であること。
- キ カatalogやパンフレットの作成等、上記3の業務に類似した実績があること。発注先については、官公庁であるか民間企業であるか、また企画公募によるものであるか否かは問わない。ただし、当該実績は、平成27年4月1日以降に実施したものに限る。

### (2) 履行期間

契約締結の日から平成30年12月26日（水）まで

## 7 企画書の提出

### (1) 提出書類・提出数

- ア 企画提案申込書（様式1）正本1部
- イ 企画提案者概要（様式2）
- ウ 企画提案書（自由様式）
- エ 積算書（自由様式）

- ・上記イ～エは正本1部、副本8部及び電子データを提出すること。提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
  - ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページまでとする。
  - ・上記エは積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。
- オ 参加意向申出書（様式3）正本1部

## (2) 企画提案書及び参加意向申出書の提出方法・提出先・提出期限

- ・提出方法 郵送または持参による。
- ・提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課 担当：柴垣・横尾
- ・提出期限（企画提案書） 平成30年8月29日（水）午前10時00分【必着】
- ・提出期限（参加意向申出書）平成30年8月22日（水）午前10時00分【必着】

## 8 質問及び回答方法

### (1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「札幌スタイル認証製品カタログ2019 原稿制作業務 質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：[sapporo-style@city.sapporo.jp](mailto:sapporo-style@city.sapporo.jp)

### (2) 質問期間

平成30年8月6日（月）から平成30年8月20日（月）正午まで。

### (3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良くと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

## 9 企画書の選定方法

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係職員及び外部有識者からなる『「札幌スタイル認証製品カタログ2019 原稿制作業務」企画競争実施委員会』において、下記10「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が10者を超える場合は、書類による予備審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

### (2) プレゼンテーション審査（予定）

平成30年9月7日（金）

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1社約15分（提案説明約5分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。実施概要については、別途通知する。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

### (4) 契約の相手方について

本業務の委託は、上記審査によって選定された1社に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

## 10 評価基準

- ・ 審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- ・ 合計点数が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。
- ・ 提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査基準
<b>1. 構成・デザイン (計 85 点)</b>	
① 全体構成 (20 点)	・ 製品カタログとして、消費者に見やすく、製品を探しやすい構成か
② 表紙 (10 点)	・ 消費者の購買につながる表紙デザインか
③ 製品紹介・ 購買意欲向上 (30 点)	・ 製品の付加価値を伝える内容・デザインか ・ 消費者の購買意欲を高める提案が盛り込まれているか
④ 購入手段への アクセス (10 点)	・ 製品購入にあたり、各社の店舗やネットショップなどにアクセスしやすいデザインか
⑤ 掲載写真 (5 点)	・ 札幌スタイルや認証製品を魅力的に伝えられる写真か ・ より多くの写真を撮影できるか
⑥ 企画提案全般 (10 点)	・ 提案内容全体を通して、札幌スタイルの目的や本業務の主旨に合致したものとなっているか。
<b>2. 業務執行能力 (計 15 点)</b>	
① 執行体制 (5 点)	・ 各スタッフの体制・役割分担など、業務を円滑に進められる体制であるか。
② スケジュール (5 点)	・ 業務を実施するにあたり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。
③ 積算の考え方 (5 点)	・ 札幌市から提示する概算見積額の範囲内で提案しているか。 ・ 予算の配分が適切であるか。

## 11 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

### 【問合せ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課 柴垣・横尾

TEL 011-211-2362 FAX 011-218-5130 Eメール：[sapporo-style@city.sapporo.jp](mailto:sapporo-style@city.sapporo.jp)